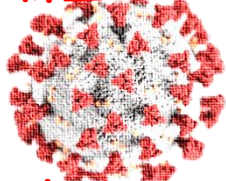




新型コロナ



ウイルス

ワクチン接種時に関する
勤務の取扱いについて

先月から65歳以上を対象にした新型コロナウイルスに対するワクチン接種が各地で始まりました。今後、ワクチン接種が拡大されることから、その場合の勤務について会社の考えが示されていますので、改めてお知らせします。不明な点は仙台地本まで連絡をお願いします。

1. ワクチン接種時の勤務の取扱い

- ◆ワクチン接種時は、**原則として勤務時間外（自分の時間）**で接種します。
- ◆日勤勤務者等で勤務時間外に接種することが出来ない場合は、**接種に必要な時間について勤務を免除することが出来ます。**
- ◆**接種後に勤務することが困難である場合は**、引き続き勤務終了時刻まで勤務を免除することが可能です。
→限りなく勤務終了時間に近い、勤務地と接種箇所が離れているなど、状況を鑑みて判断されます。
- ◆感染症拡大防止の観点から実施している**自宅待機にて勤務を免除している時間においても接種が可能**です。ただし、前日までに管理者に必ず申し出てください！
- ◆ワクチン接種日については**保存休暇を使用できます**。休暇の請求をする場合の事由の証明となる書類の提出を省略できます。

2. ワクチン接種後の副反応時の取扱い

- ◆ワクチン接種日以降（接種日を含む）**7日以内に副反応**（発熱や倦怠感等）があり、**正常な労務提供が出来ない状態にある場合は**、本人からの申告により、上記の1の取扱いとは別に**1日に限り勤務を免除**できます。
必要書類は欠勤願のみ提出します。
- ◆**それでも正常な労務提供が出来ない場合は**、本人からの申請により私傷病休暇、年休、保存休暇等にて取り扱います。私傷病休暇及び保存休暇として取り扱う場合には、休暇の申請をする場合の事由の証明となる書類の提出を省略できます。

3. 勤務変更の取扱い

- ◆ワクチン接種により社員が欠勤した際に、代務で入る社員の勤務及び休日等の変更はできますが、この取扱いは必要最小限にとどめるように留意することとします。
→「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて」第3項第3号2を適用します。

**勤務の取扱いに関して正しく認識し
安心して働ける環境を全組合員でつくいだそう！**